

記

わが国の科学者の内外に対する代表機関である日本学術会議の第9期会員選挙に沖縄在住の科学者を参加させることは、沖縄および本土の科学者の一致した強い希望であり、その選挙期日も切迫している。

本会議は、沖縄在住の科学者に日本学術会議会員の選挙権および被選挙権を与えるための立法措置をとろうとしている政府の努力を多とするが、今国会のできるだけ早い時期に法案が成立するようさらに努力されることを希望する。

8-44

総学庶第653号 昭和46年5月26日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿
南極地域観測統合推進本部長文部大臣 坂田道太

日本学術会議会長 江上不二夫

南極地域観測について（申入れ）

標記のことについて、本会議第58回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

南極地域観測事業については、昭和45年4月国立科学博物館に極地研究センターが設置され、その後極地研究センターの企画委員会も発足するに至った。同センターは、南極地域観測事業の実施および極地研究の中核体として、次第に整備されつつある現状にかんがみ、南極地域観測事業にかかる次の事項について、しかるべき措置されたい。

- 1 従来、南極地域観測隊隊長、副隊長および隊員候補者の推薦については、昭和40年10月15日閣議決定に基づいて日本学術会議が行なってきたが、これを国立科学博物館極地研究センターに移譲すること。
- 2 本会議第47回総会の議に基づき、昭和41年11月5日付で政府に申し入れたとおり、昭和30年11月4日閣議決定により設置された南極地域観測統合推進本部構成員のうちから、副本部長としての日本学術会議会長を、また委員としての日本学術会議事務局長をそれぞれ除くこと。
なお、今後本会議は、南極地域観測に関する基本方針および研究基本計画の審議、S C A R の対応体としての任務の遂行、内外学術機関との連絡にあたることとなるので、これらに関しては、従来どおりじゅうぶんな連絡をられるよう配慮されたい。

〔添付資料〕

日本学術会議第58回総会

「南極地域観測について」（申合せ）

[添付資料]

南極地域観測について（申合せ）

昭和46年4月21日 第58回総会

南極地域観測事業について、昭和45年4月国立科学博物館に極地研究センターが設置され、その後、同センタの企画委員会も発足するに至り、同センターは、南極地域観測事業の実施および極地研究の中核として次第に整備されつつある現状にかんがみ、本会議としては、南極地域観測事業との関係について、次のとおり措置すること。

1 南極特別委員会の任務のうち、南極地域観測事業の実施業務に属するものについては、極地研究センターに移譲することとし、南極特別委員会は①南極地域観測に関する基本方針および研究基本計画の審議②S C A Rの対応体としての任務の遂行③内外学術機関との連絡にあたることとする。

なお、南極特別委員会は、上記の任務遂行にあたって、極地研究センターと密接な連絡を保つようになる。

2 以上の方針のもとに、昭和40年10月15日閣議決定にかかる南極地域観測隊隊長、副隊長および隊員の推薦については、極地研究センターに移譲することとした旨を文書をもって政府に申し入れる。

なお、隊長および副隊長の推薦にあたっては、日本学術会議の了承を得て行なわれるよう極地研究センターに申し伝える。

3 そのさい、昭和41年11月5日付で政府に申し入れたとおり、昭和30年11月4日閣議決定により設置された南極地域観測統合推進本部の構成員のうちから、副本部長としての会長を除くこととし、あわせて委員としての事務局長を除くことを改めて申し入れる。

なお、S C A Rに関する事項については、南極地域観測統合推進本部と南極特別委員会との間に円滑な連絡がとられるような措置が講ぜられるよう同本部に申し伝える。